

社会福祉法人の新会計基準移行 help !!



第3回 拠点区分 その2 拠点区分とは何だ又はどうやって設定するんだ？

1. 原則として、①予算管理の単位とし、②一体として運営される③施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。(注解3)

③により、まずは1棟の建物をもって1つの拠点区分とする事になります。

では道一本隔てた別の建物がある場合には別の拠点区分となるのでしょうか。

運用指針4 取扱い及び法令上の事業種別を勘案して、予算及び組織管理上、一体的に運営されている場合は同一の拠点区分に含めることが出来ます。(Q&A 問22)

① 別棟であっても予算管理(帳面上)一括りになっていること。

② 別棟でもほぼ同じ場所にあり運営上一体として管理されていれば同一拠点となれるわけです。

2. ④法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。(注解3)

帳面上と運営上、一体であれば事業内容に関係なく同一拠点になれるかという点、そうでも無いようです。上記のように運用指針4 取扱い及び法令上の事業種別を勘案しなければなりません。

運用指針4 (2) ア施設の取扱いには、次の施設の会計は、それぞれの施設ごとに独立した拠点区分とするとあります。

- (ア) 生活保護法-保護施設
- (イ) 身体障害者福祉法-社会参加支援施設
- (ウ) 老人福祉法-養護老人ホーム
- (エ) 老人福祉法-特別養護老人ホーム
- (オ) 老人福祉法-軽費老人ホーム
- (カ) 老人福祉法-有料老人ホーム
- (キ) 売春防止法-婦人保護施設
- (ク) 児童福祉法-児童福祉施設
- (ケ) 母子及び寡婦福祉法-母子福祉施設
- (コ) 障害者自立支援法-障害者支援施設
- (サ) 介護保険法-介護老人保健施設
- (シ) 医療法-病院及び診療所

以上12の施設については1棟の建物の中にあっても別拠点となります。

(ア)～(シ)以外の社会福祉事業・公益事業は(ア)～(シ)の施設と一体的に実施される場合には同じ拠点区分に含めることが出来ます。

例えば(エ)特養と(ア)～(シ)以外に該当するグループホームは同一施設内で一体的に管理運営されていれば同じ拠点区分に含めることが出来ます。

それでは（ク）児童福祉施設＝保育所とグループホームが同一施設内で運営されている場合はどうでしょうか。

運用指針を読む限りは同じ拠点区分とすることが出来そうに思えます。

しかしパブリックコメントご意見・回答の 62 に保育所と介護保険法の通所介護事業とは④法令上の事業種別が異なるため、独立した拠点区分となりますとあります。

したがって保育所とグループホームも別拠点区分です。

老人福祉法と介護保険法は良くて児童福祉法と介護保険法の組み合わせはダメとなっています。わかるような、わからないような説明ですが、そういうことのようにです。

拠点区分という新しい考え方ではありますが、常識的に判断すれば間違ふことは無さそうです。

- ① 場所ごと
- ② (ア)～(シ)の施設ごと
- ③ 法令上の事業種別による組み合わせによっては拠点区分を分けなければならないといったところに注意することが必要です。

拠点区分について

読んだだけではわからない。

具体的な拠点区分設定を聞きたい。

といった場合には、

- ① 東京付近であれば
- ② 無料でご説明におうかがいたします。



まずはご連絡ください。

電話 03-3694-6091

e-mail h-murata@yamadasougou.co.jp

担当 村田